# 【調査の概要】

## 1 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかに するとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 根拠法規

統計法(平成19年法律第53号),統計法施行令(平成20年政令第334号),漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号(漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件)に基づく基幹統計調査である。

#### 3 調査の種類

本調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3調査からなるが、このうち海面漁業調査の漁業経営体調査については、農林水産省の委託を受けて県及び関係市町村が実施し、海面漁業調査のうち漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査並びに内水面漁業調査及び流通加工調査については、農林水産省地域センター等が別途実施した。

### 4 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水 産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

### 5 調査事項

- (1) 漁業種類,使用漁船,養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

# 6 調査期日

平成25年11月1日現在で実施した。

#### 7 調査方法

農林水産省ー都道府県一市区町村ー調査員の実施系統で行う調査員調査で、統計調査員が調査 対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入 する方法)の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者 に対する面接調査の方法をとった。

## 8 用語の定義

海面漁業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において営む 水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成24年11月1日~平成25年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会 社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水協法第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、 漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをい う。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層。

上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数によ

り、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000 トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁業層

沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収穫物の販 売金額 過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

出荷先

過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。

漁業協同組合の市 場又は荷さばき所 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。

漁業協同組合以外 の卸売市場 漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。

流通業者・加工業

卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

小売業者

者

スーパー(量販店を含む。)や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。

生協

生協へ出荷している場合をいう。

直壳所

直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。

自家販売

自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。

その他

上記以外の場合をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

自営漁業のみ

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業雇われ

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事した か否かは問わない。)。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に 30日以上従事した者を新規就業者とした。

漁業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船 (まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限 定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置 し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全 ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含 める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者 となる。)。

イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船 の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚 が入るのを見張ること。)をいう。

- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも 含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
  - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
  - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
  - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の 海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
  - a 採苗、飼育に関わる養殖施設 (飼育池、養成池及び水槽等) での全ての作業
  - b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除
  - c 池及び水槽の見回り
  - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
  - e 収獲物の取り上げ作業

# 個人経営体の専兼業 分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

#### 第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、 かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合 をいう。

#### 第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、 かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった 場合をいう。

# 兼業の種類 自営業

水産加工業

水産加工業とは、水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を 自営以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内 (屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業 者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみ を製造する場合は、水産加工業に含めない。 民宿

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、 釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること(船釣り、瀬渡し等) をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

その他

上記以外の自営業。

勤め

賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

#### 世代構成別

一世代個人経営

漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

二世代個人経営

一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加え た世帯員構成で行う経営をいう。

三世代等個人経営

三世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

自営漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

## 9 その他

この資料の数値は概数値であり、今後農林水産省が順次公表する刊行物等における数値が確定値となる。

〇 国の「2013 年漁業センサス結果の概要(概数値)」は、農林水産省ホームページ中の 統計情報でご覧いただけます。

[ http://www.maff.go.jp/j/tokei/ ]



# 問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 企画部 統計課 農林統計係

TEL: 099-286-2485 FAX: 099-286-5535 E-mail: ntoukei@pref.kagoshima/lg.jp



平成27年2月1日現在で、2015年農林業センサスを実施します。

〇農林業経営体調査(平成26年12月中旬~平成27年2月末) 〇農山村地域調査(平成27年4~6月末)

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。

農林業センサスホームページURL: http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc